

保育所(園)・認定こども園(保育所部分)・小規模保育事業所・家庭的保育事業所の紹介

	名称	受入年齢	開所時間	保育標準時間	保育短時間
公立保育所 公立認定こども園	大野原保育所	6か月～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	波崎こども園	6か月～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	土合こども園	6か月～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
私立認定こども園	萬徳寺保育園	6か月～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	深芝保育園	6か月～5歳児	7:00～18:30	7:00～18:00	8:30～16:30
	平泉幼稚園	6か月～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	神栖第二あおぞら園	2歳児～5歳児	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
私立保育園	白十字保育園	6か月～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	軽野保育園	6か月～5歳児	7:20～18:50	7:20～18:20	8:30～16:30
	神栖あおぞら園	2か月～5歳児	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	ぴよぴよ保育園	2か月～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	ささき保育園	6か月～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	こぼと保育園	6か月～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	8:15～16:15
	柳川保育園	8か月～5歳児	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	波崎ひかり保育園	2か月～5歳児	7:00～18:30	7:00～18:00	8:30～16:30
	太田保育園	8か月～5歳児	7:15～18:15	7:15～18:15	8:15～16:15
	矢田部保育園	3か月～5歳児	7:15～18:45	7:15～18:15	8:30～16:30
	舎利保育園	6か月～5歳児	8:00～17:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	土合舎利保育園	6か月～5歳児	7:00～18:30	7:00～18:00	8:00～16:00
	みだ保育園	2か月～5歳児	7:00～18:30	7:00～18:00	8:15～16:15
	あすなる保育園	6か月～5歳児	7:00～18:30	7:00～18:00	8:30～16:30
	まゆ保育園	6か月～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	神栖ベビーランド	2か月～2歳児	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	すずの丘保育園	6か月～5歳児	7:00～18:30	7:00～18:00	8:30～16:30
	うずも保育園	6か月～5歳児	7:00～18:30	7:00～18:00	8:30～16:30
	第二こぼと保育園	6か月～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	8:15～16:15
	Coco・nursery(ココ・ナーサリー)	3歳児～5歳児	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
小規模保育事業所	ライフガーデン・神栖ベビールーム	2か月～1歳児	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	おひさま保育園	6か月～2歳児	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	ベビールームみどり園	2か月～1歳児	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
	ベビールーム第二みどり園	2か月～1歳児	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
	Dear・nursery(ディア・ナーサリー)	2か月～2歳児	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	日川保育園	6か月～2歳児	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
家庭的保育事業所	オークビレッジベビールーム	2か月～1歳児	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	あおぞらベビーハウス	2か月～1歳児	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00

※延長保育の時間や料金については、各園にお問合せください

●「保育標準時間」とは、月120時間以上のフルタイム就労を想定した利用時間です。

●「保育短時間」とは、月64時間以上120時間未満のパートタイム就労を想定した利用時間です。

※住所等については、P47をご確認ください

●小規模保育事業所、家庭的保育事業所は卒園後に連携園に転園となります。再度の申し込みは不要です。

問合せ 子育て政策課 TEL 0299-90-1206

